

【使用に関する注意事項】

「氷見市キッチンカー貸与規程」に基づき、次の事項を確認の上借り受けます。

- 1 市内に住所を有する個人若しくは団体又は市内に事業所を有する法人で、次の各号に掲げる事業で使用します。
 - (1) 各種イベント等において氷見市の特産品等の PR を行う事業
 - (2) 各種イベント等において氷見市の特産品等を販売する事業
 - (3) 新商品の試験販売を行う事業
 - (4) 市内の幼児、児童等に対する食育の普及啓発に関する事業
 - (5) 地域の収穫祭等の食文化の伝承に関する事業
- 2 道路交通法を遵守します。
- 3 氷見市キッチンカー貸与規程第 5 条に規定する貸与条件を遵守します

(貸与条件)

第 5 条 貸与条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸与期間は、原則 7 日以内とする。ただし、氷見市の事業としてキッチンカーを使用している期間は貸与しない。
- (2) 貸与は、無償とする。
- (3) 貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、キッチンカーを転貸しないこと。
- (4) 借受者（借受者とともに第 3 条に定める事業に従事する者を含む。）が細菌、ウイルスなどの病原体による感染症に感染していないこと。
- (5) 運営管理等に必要な消耗品等は、借受者が用意すること。
- (6) 食品営業許可など各種関係法令の必要な許可を取得すること。
- (7) 食品営業賠償保険等の生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入すること。
- (8) 返却の際、車内の設備を原状に復すこと。
- (9) 返却の際、燃料（発電機の燃料を含む。）を補充すること。
- (10) 返却の際、市長にキッチンカー運行日誌・実績報告書を提出すること。
- (11) 返却の際、市長が指定する日時、場所で市長の検査を受けること。

- 4 キッチンカーで調理したものを販売する場合は、食品営業許可など各種関係法令の必要な許可、及び、食品営業賠償保険等への加入が必要となります。なお、その際の諸費用は申請者にご負担していただきます。
- 5 万一事故等で移動販売車を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合は、修理に要する費用等は、氷見市が加入している自動車保険で補てんされない部分においては、すべて申請者の負担とします。
- 6 事故における運転者及び同乗者のけが等については、自己責任で対応します。
- 7 移動販売車に積載した荷物等の損害、破損、事故等については、すべて申請者の負担とします。
- 8 その他、氷見市キッチンカー貸与規程を遵守します。